

第 2 次米子市環境基本計画見直しスケジュールについて

本市では、米子市環境基本条例 第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年(2012 年)3 月に第 1 次米子市環境基本計画を策定しました。その後平成 28 年度(2016 年度)の見直しを経て、現在は第 2 次米子市環境基本計画(以下、「基本計画」という。)が策定されています。令和 7 年度(2025 年度)は基本計画の見直し年度に該当し、環境を巡る社会情勢の変化に合わせ、着実に施策を進めるために、次のとおり基本計画の見直しを予定しています。

米子市環境基本条例

第 8 条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

1 計画名称

第 2 次米子市環境基本計画(改訂版)

2 計画期間

令和 3 年度(2021 年度)～令和 12 年度(2030 年度)

中間見直しを令和 7 年度(2025 年度)に実施

3 策定時期

令和 8 年(2026 年)3 月策定予定

4 策定方法

(1) 米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、基本計画に包括して策定する。

米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく計画。本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策を定めるもの。令和 5 年度(2023 年度)策定。

(2) 市民アンケート調査

計画策定のための基礎資料を得ることを目的に令和 6 年 12 月に市民アンケートを実施。

5 策定スケジュール（案）

- R6. 12 月 市民アンケート実施（実施済）
- R7. 5 月 19 日 環境審議会（R7 年度第 1 回）に諮問（本日）
- R7. 7 月～8 月 環境審議会（第 2 回開催）
- R7. 9 月 民生教育委員会に報告（パブリックコメントについて）
パブリックコメント実施（1 か月間）
- R7. 10～11 月 環境審議会（第 3 回、第 4 回開催）、審議会から答申
- R8. 1 月以降 民生教育委員会に報告（答申及び計画（案）について）
新任環境審議委員委嘱
- R8. 3 月 第 2 次米子市環境基本計画（改訂版）